

2 - 2 高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター緊急離着陸場等の設置に関するガイドラインの制定について

第1 設置指導に係る留意事項

- 1 緊急離着陸場等の目的は、避難場所を確保するとともに、消防隊の人命救助等活動の拠点とすることである。
- 2 緊急離着陸場等の設置については、建築物の関係者に対して、その必要性を説明し、理解と協力を求めて行うこと。
- 3 緊急離着陸場等は、原則として新築の建築物に対して設置指導すること。
- 4 事前相談及び防災計画書の提出時等の機会をとらえて、超高層建築物等に係る建築計画の早期把握に努め、緊急離着陸場等の設置指導に対する時機を失することのないよう配慮すること。この場合において、愛知県消防航空隊と十分協議すること。
- 5 飛行場外離着陸場として使用しようとする場合は、航空法の適用により国土交通大臣の許可が必要になるものであること。
- 6 飛行場外離着陸場で昼間時のみの使用を予定している対象物については、緊急離着陸場として24時間活用できるよう、夜間照明設備の設置を指導すること。
- 7 緊急離着陸場等を設置した以降に、その周辺にヘリコプターの活動を阻害する工作物、超高層建築物が設置された場合、使用不能となる場合があることについて関係者に説明する必要があること。
- 8 別記に定めるガイドライン第1・3に定める設置対象物以外のものの関係者から、緊急離着陸場等を設置したい旨の申出があった時は、このガイドラインに準じて指導すること。

第2 事務処理に係る留意事項

「緊急離着陸場等設置（廃止）届出書（別記様式）」を正副各1部（添付図書を含む。）及び当該届出書に添付する図書の写しを3部提出させること。

なお、認識番号決定後、当該認識番号を副本に記載のうえ関係者に交付すること。

（添付図書の写し3部については、建築部、管轄消防署所及び愛知県消防航空隊において各1部を保管するものとする。）

第3 その他

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

なお、このガイドライン施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物については、従前の例によるものとする。

別記様式

緊急離着陸場等設置（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）岡崎市消防長

（届出者）住 所

氏 名

（電話（ ） 番）

緊急離着陸場等の設置（廃止）について、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
所在地			
設計者 所在地・名称			
施工者 所在地・名称			
建築物の 構造・規模等	用途		構造
	面積	床面積 m^2 、延べ面積 m^2	
	階数	地上 階、地下 階、PH 階	
	高さ（軒高）	m（最高高さ m）	
	離着陸場等の広さ	m x m	最大許容荷重 t
消防用設備等 （主なもの）			
その他	1 屋上部分に直通する階段数（ ） 2 屋上部分の非常用EV着床の有無（ ） 3 屋上部分の扉の解錠方法（ ）		
受付欄	種 別	認 識 番 号	
	1 離着陸場 2 救助用スペース		

注

- 1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 届出者が法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 この届出には、関係図書を添付すること。

高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター 緊急離着陸場等の設置に関するガイドライン

第1 緊急離着陸場等技術基準

1 趣旨

この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について(平成2年2月6日付け消防第20号消防庁消防課長等通知)」に基づき、高層建築物等における消防活動の有効性を確保するため、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 緊急離着陸場とは、航空法第81条の2(搜索又は救助のための特例)の適用により、災害活動に際し、建築物の屋上に緊急用ヘリコプターが離着陸する場所をいう。
- (2) 緊急救助用スペースとは、航空法第81条の2(搜索、救助のための特例)の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (3) 緊急離着陸場等とは、火災等の災害時に建築物の屋上等で緊急に航空消防活動を行うための緊急用ヘリコプターが離着陸又はホバリングできる建築物の屋上施設で緊急離着陸場又は緊急救助用スペースをいう。
- (4) 飛行場外離着陸場とは、航空法第79条ただし書きの国土交通大臣の許可を受けた航空機が離着陸を行う飛行場以外の場所をいう。
- (5) 3次救急医療機関等とは、救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日付け厚生省医発第692号)に定める救命救急センター及び大学病院等をいう。

3 設置対象物

緊急離着陸場等の設置対象物は、高さ45メートルを超える建築物若しくは3次救急医療機関のうち、進入区域、進入表面及び転移表面積が次の各号に定めるすべてに適合する建築物とする。

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 緊急離着陸場を設置する場合、進入表面の勾配は、8分の1、転移表面の勾配は、2分の1とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

また、転移表面の高さは、45メートルとすること。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、進入表面の勾配を5分の1、転移表面の勾配を1分の1とすることができる。

- (4) 緊急救助用スペースの進入表面の勾配は、3分の1、転移表面の勾配は、1分の1とし、当表面上に物件等が突出していないこと。

また、転移表面の高さは45メートルとすること。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

4 設置区分

前記3の設置対象には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置するものとする。

- (1) 高さが45メートルを超え、100メートル未満の高層建築物には、緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- (2) 3次救急医療機関等若しくは高さが100メートル以上の高層建築物には、緊急離着陸場

5 緊急離着陸場の設置基準

緊急離着陸場は、次の(1)から(7)までに掲げる基準により設置するものとする。

(1) 離着陸帯等

ア 3次救急医療機関等に設置する場合、離着陸帯の長さ及び幅は、原則24メートル以上、他の対象物に設置する場合、20メートル以上とすること。

イ 離着陸帯は、緑色の地に黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで離着陸帯の外周線、着陸帯の境界線、㊦の接地帯標識、最大許容荷重、認識番号及び連絡装置の設置方向を別図1-1から別図1-3に基づき表示すること。

ウ 離着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計とも短期荷重とし、その荷重は、3次救急医療機関等に設置する場合は、13トン、他の対象物に設置する場合は、10トン以上とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑りにくい構造とすること。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

ア 緊急離着陸場の付近で進入表面及び転移表面に突出しない位置に飛行場灯台を設置すること。

また、飛行場灯台の型式は、白色閃光型とし、灯光光源の中心が水平面から角度2～8度上方(パラペット等の上端部以上)に向くように設けること。

イ 着陸帯の境界線上に埋込式の境界灯(境界灯の灯光色は、航空黄の不動光とする。)を等間隔に、8個以上設けること。

ウ 相はなれた位置から離着陸帯を有効にふかん照明できるように着陸区域照明灯を2基以上設けること。

エ 離着陸帯側面から10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等(進入表面側は認められない。)の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい

場合は、夜光塗料及び反射塗料を10センチメートル幅で交互に帯状に塗色すること。

オ 夜間照明制御盤を緊急離着陸場の付近に、次により設置するとともに、防災センター等に遠隔操作盤を設けること。

(ア) 夜間照明制御盤は、防災センター等からの遠隔操作に対し、優先して制御できること。

(イ) 防災センター等からの遠隔操作によっても必要時に点灯できること。

(ウ) 夜間照明制御盤には、「ヘリコプター用夜間照明制御盤」である旨の表示を施すこと。

(エ) (ウ)の表示は白地に赤色文字とするか又は、白地に黒色文字とし表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で幅2センチメートル以上の枠(以下、赤枠幅について同じ。)を施すこと。

(オ) 防災センター等の遠隔操作盤には、(ウ)及び(エ)に準じた表示を施すこと。

カ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。

キ 非常電源からの配線は、耐火構造とした主要構造部に埋設又はこれと同等以上の耐火性能のある方法等により保護するか、若しくは耐火電線を使用すること。

(3) 脱落・転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落・転落防止施設を設置すること。

ア 脱落防止施設として、高さ及び幅ともに10センチメートル程度の車輪止めを離着陸帯の外周に設けること。

イ 転落防止施設の高さは、建基令第126条第1項に規定する1.1メートル以上のもので手すり壁、さく又は金網等とし、進入表面及び転移表面から突出しないように次により設けること。

(ア) 固定式転落防止施設

別図1-4に示すような着陸帯の床面から1.5メートル程度下部で、回り廊下の幅が2メートル程度のキャットウォーク方式とするか、若しくは水平張り出し幅が2メートル以上となる張り出しフェンス方式等の転落防止用として有効な構造とすること。

(イ) 可動起立式転落防止施設

a 可動起立式の操作部(電動機のスイッチ又は手動ハンドル等)は、緊急離着陸場の床面以外の場所で待避場所の付近とし、かつ、緊急離着陸場を見通せる位置に設けること。

b 可動起立式の操作部は、1か所のスイッチ又はハンドル等により容易で、かつ、全周にわたり同時に起立・収納ができるものであること。

c 電動機によるものには、非常電源を付置すること。

d 操作部には、「緊急離着陸場の転落防止用手すり等の可動起立式の操作部」である旨及び操作方法等の表示を施すこと。

e dの表示は、別図1 - 5の例によること。

(4) 燃料流出防止施設

ア 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口への流入を防止できる十分な容量のためます又は油分離槽並びに側溝の施設を設置すること。

なお、その容量は、ためますにあっては合計1,250リットル以上、油分離槽にあっては、合計1,250リットル以上の油層の容量を確保できるものとする。

イ 燃料流出防止用ためますの設置場所には、ためますの燃料流出防止弁の取扱要領を表示した次の(ア)、(イ)及び(ウ)の表示(板)を設置すること。(ただし、油分離槽にあってはこの限りでない。)

(ア) 表示(板)には、「ヘリコプターの離着陸時には、ためますの燃料流出防止弁を閉鎖すること。」の文例に準じた表示がなされていること。

(イ) 表示(板)は、白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

(ウ) 文字の大きさは、3センチメートル角の丸ゴシック等とすること。

(5) 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する場所を次により設けること。

ア 待避場所は、次の(ア)又は(イ)により設けること。

(ア) 緊急離着陸場を通常床式として屋上部分に設置した場合は、屋上への階段又は非常用エレベーターと緊急離着陸場の間で、階段又は非常用エレベーターに近い側に設けること。

(イ) 緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、次のa及びbにより設けること。

a 屋上への階段又は非常用エレベーターと屋上から緊急離着陸場へ至る階段等の間で、緊急離着陸場への階段に近い屋上部分に設けること。ただし、緊急離着陸場と屋上部分との高低差が5メートルを超える場合は、緊急離着陸場の床面から1.5メートル程度低い位置に床等を設け設置すること。

b 屋上部分と待避場所及び緊急離着陸場間を有効に行き来でき、担架等の搬送が容易にできる幅員及びゆるやかな勾配の階段等を付置すること。

イ 待避場所の広さは、概ね50平方メートル以上の広さとすること。ただし、1か所の待避場所で50平方メートル以上確保できない場合は、連絡通路等で有効に行き来できる複数の待避場所の合算とすることができる。

ウ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近で

きるよう階段等を設けること。

エ 待避場所には別図 1 - 6 に示す待避標識を表示すること。

(6) 消防用設備等

緊急離着陸場付近の屋上には、次により連結送水管及び消火器を設置すること。

ア 連結送水管の放水口は単口型とし、呼称65Aのホース2本以上(離着陸帯を有効に包含できる本数であること。)及び噴霧切替式ノズル1本の放水器具を備えた格納箱を屋上への階段出口付近等に設置すること。

なお、格納箱は赤色で塗色し、白色で「放水口及び放水器具格納箱」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし、材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

イ 消火器は、8リットル以上の泡又は強化液消火器若しくはこれと同等以上の性能を有する水系の消火器を屋上への階段出口付近等に2本以上設置すること。

なお、消火器に雨水等がかかるおそれのある場合は、格納箱に収納するものとし、当該格納箱は赤色で塗色し、白色で「消火器」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし、材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

(7) 連絡装置

ア 緊急離着陸場の付近に、防災センター等と連絡できる非常電話等の連絡装置を設置すること。

イ 非常電話等に雨水等がかかるおそれのある場合は、格納箱に収納するものとし、当該格納箱は赤色で塗色し、白色で「非常電話」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

6 緊急救助用スペースの設置基準

緊急救助用スペースは、次の(1)から(3)までに掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、Ⓜの標識、認識番号及び連絡装置の設置方向を別図 1 - 7 (別図 1 - 2 を含む。)に基づき表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑りにくい構造とすること。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、消防活動等に影響しない程度の表面とすること。

(2) 消防用設備等

消火器を5・(6)・イに示す基準に基づいて設置すること。

(3) 夜間照明設備、転落防止施設、待避場所及び連絡装置

それぞれ5・(2)、(3)(アを除く。)、(5)及び(7)に示す基準に基づいて設置すること。ただし、5・(5)・イの待避場所の広さについては、概ね25平方メートル以上の広さとして差し支えないものとする。

また、境界灯にあっては、地上式のものとする事ができる。

7 屋上出入口の構造等

屋上の出入口は、次の(1)から(5)までに掲げる基準による構造等とするものとする。

(1) 屋上には、建築物内の緊急離着陸場等をできるだけ段差のない通路で連絡した出入口を設置すること。

(2) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用エレベーターと有効に通じていること

(3) 屋上の出入口の扉を施錠する場合は、次のいずれかの方法により解錠できること。

ア 電気を用いて施錠管理するものは、通電時施錠型の電気錠で自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センター等からの遠隔解錠操作により一斉に解錠できる装置を設けること。

イ 屋内からは容易に破壊できるカバー付きの手元非常解錠装置を設け、屋外からは手動により解錠できる装置を設けること。

ウ その他これと同等の解錠性能を有するものとする。

(4) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(5) 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架を搬送するために必要な幅員を確保するとともに、担架の積載が可能な非常用エレベーター等に連絡していること。

8 排煙排出口の配置

機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

9 非常用エレベーターの屋上着床

非常用エレベーターのある建築物は、棟ごとに1基以上の非常用エレベーター(奥行2メートル以上)が屋上に着床できることとし、当該エレベーターにその旨の表示をすること。ただし、7・(2)の基準を満たし、消防活動上及び救急患者搬送上支障がないと認められる場合は、屋上に着床しないことができる。

10 維持管理

緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動等を行う際に有効に活用で

きるよう別に定める点検実施要領に基づき適正に維持管理すること。

11 基準の特例

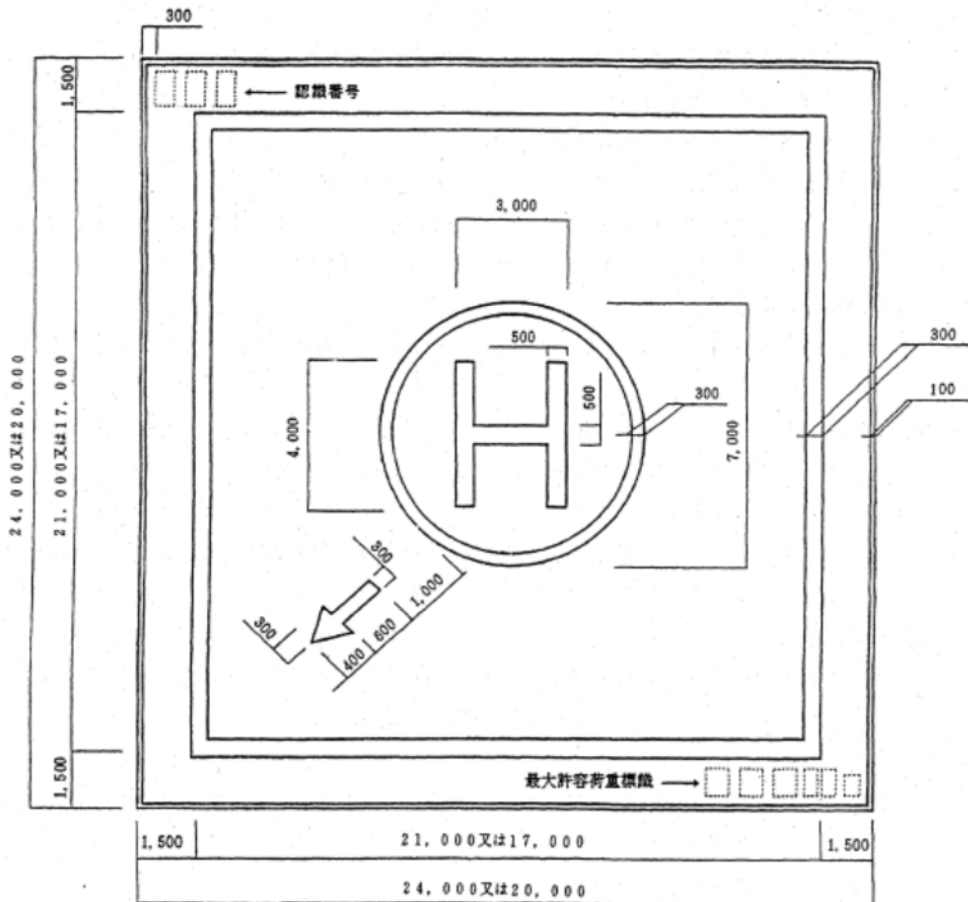
緊急離着陸場等の設置については、消防長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができるものとする。

12 図書の提出

緊急離着陸場等を設置するときは、あらかじめ緊急離着陸場等設置届出書（別記様式）及び当該届出書に添付する次の(1)から(7)までに掲げる図書を提出すること。

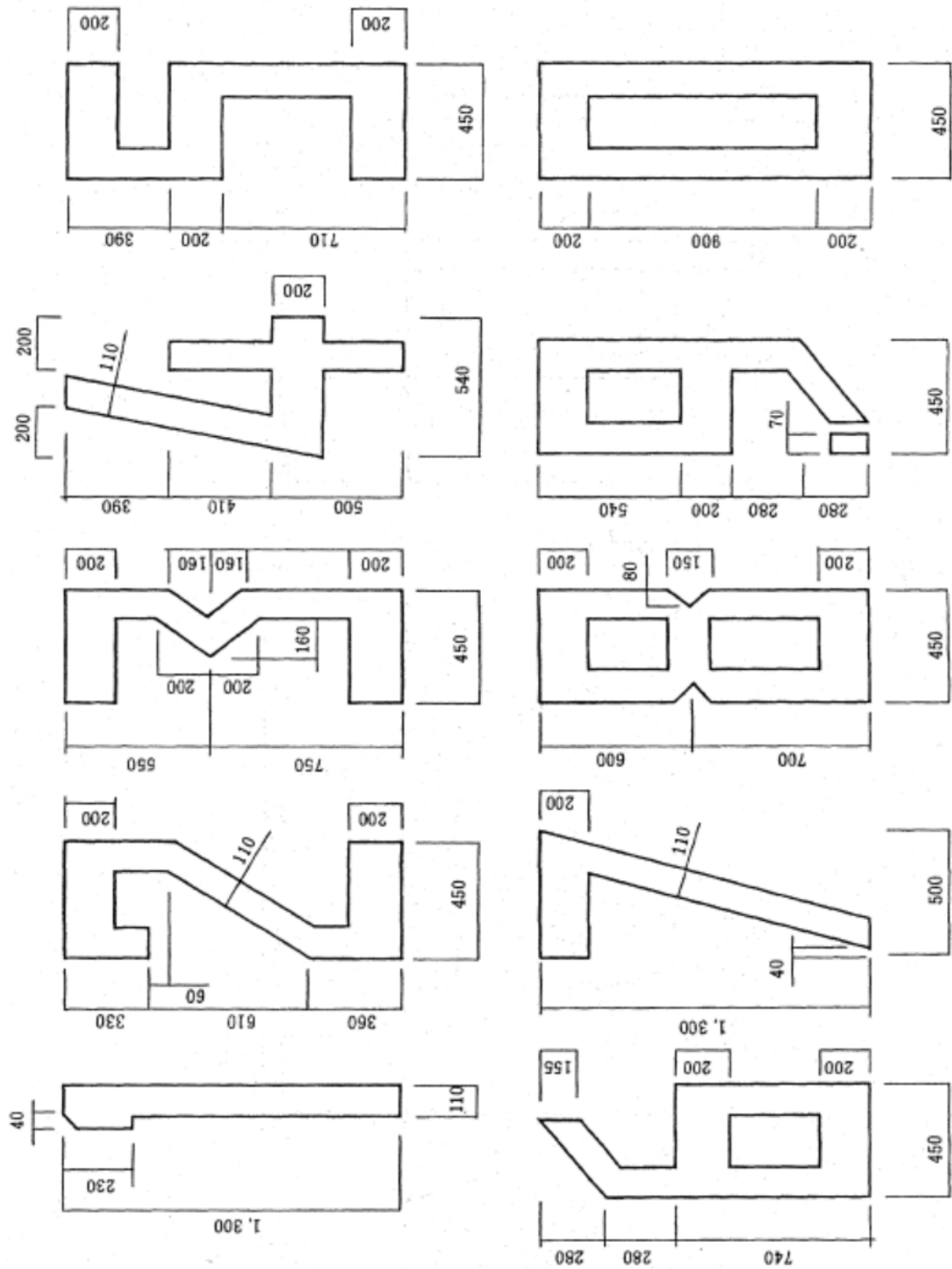
- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 防災センター等設置階、最上階及び屋上の平面図
- (4) 進入表面及び転移表面の水平投影図
- (5) 進入表面及び転移表面の断面図
- (6) 夜間照明設備及び緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図
- (7) 構造計算書(緊急救助用スペースを設置する場合は除く。)

別図 1 - 1 緊急離着陸場図面



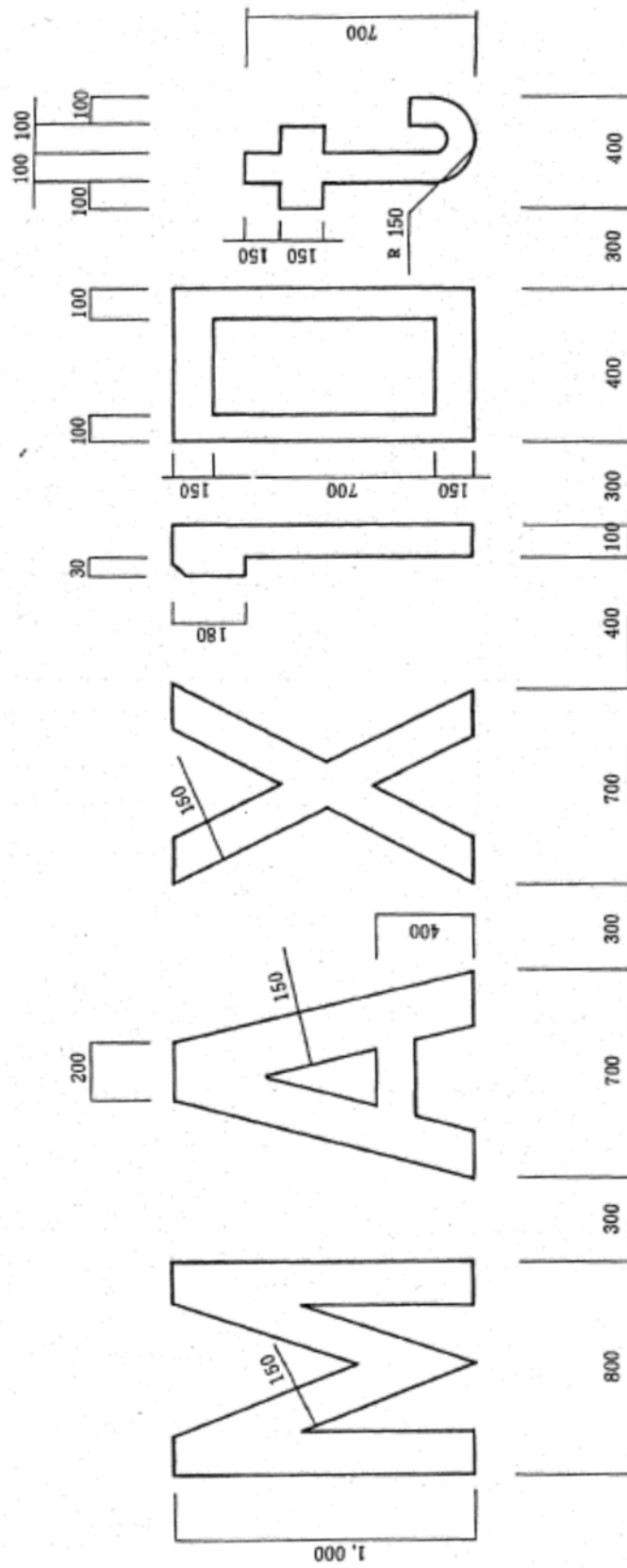
単位は、ミリメートルとする。認識番号の文字間隔は、300ミリメートルとする。

別図 1 - 2 認識番号図面



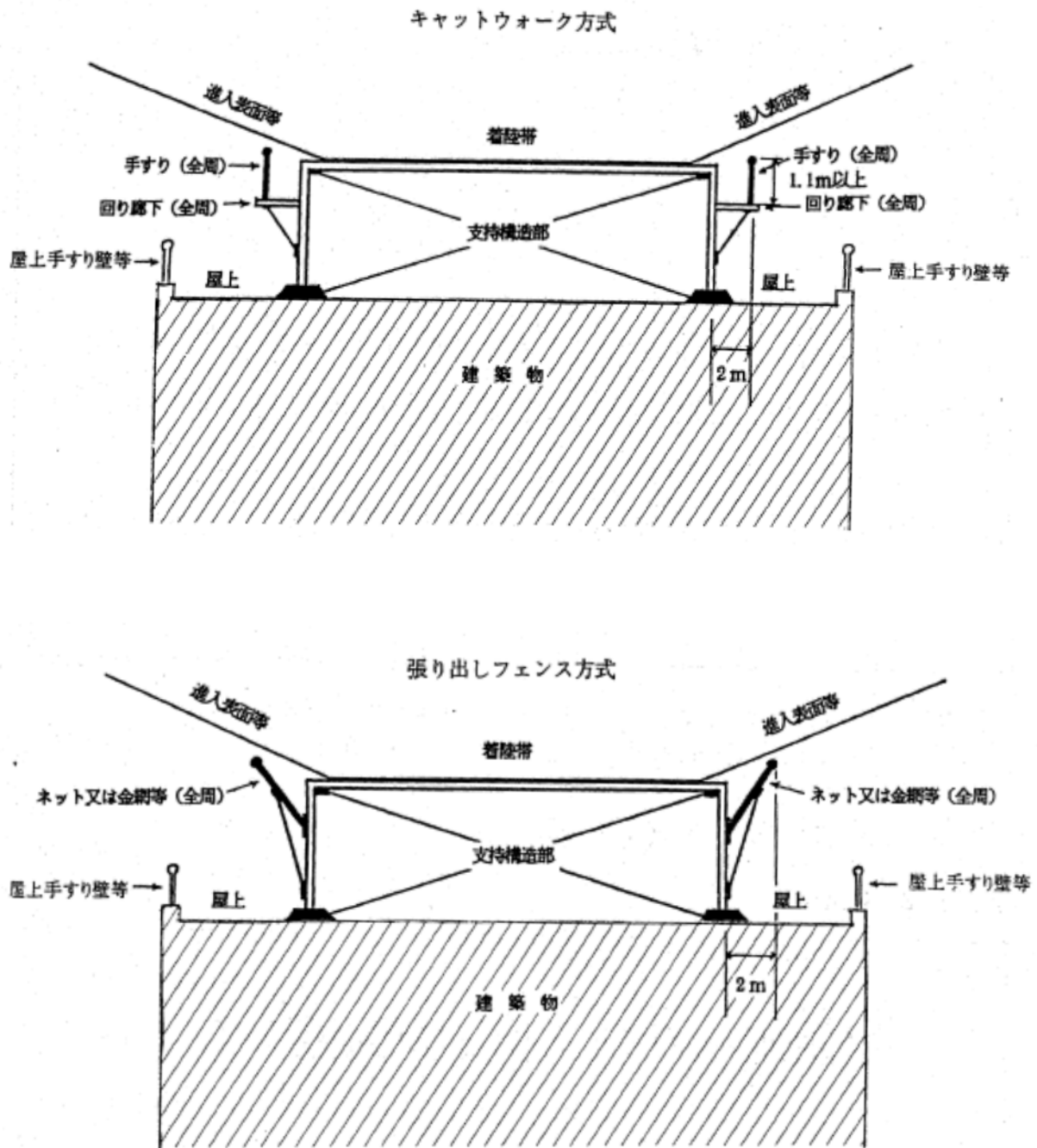
単位は、ミリメートルとする。

別図 1 - 3



単位は、ミリメートルとする。

別図 1 - 4 固定式転落防止施設の設置例



別図 1 - 5 可動起立式転落防止施設の操作方法等の表示例

ヘリコプター緊急離着陸場の転落防止用 フェンス 手すり 柵 の起立操作部
1 ヘリコプターが着陸するまでは、○○を起立させないでください。
2 ヘリコプターが着陸したらこの 起立ボタンを押して 起立ハンドルを廻して ○○を起立してください。 (起立した○○が倒れないようにロックされたことを確認してください。)
3 完全に起立し、ロックされたことが確認された後、緊急離着陸場へ移動してください。
4 ヘリコプターが着陸するときは、 収納ボタンを押して 収納側へハンドルを廻して ○○を収納してください。

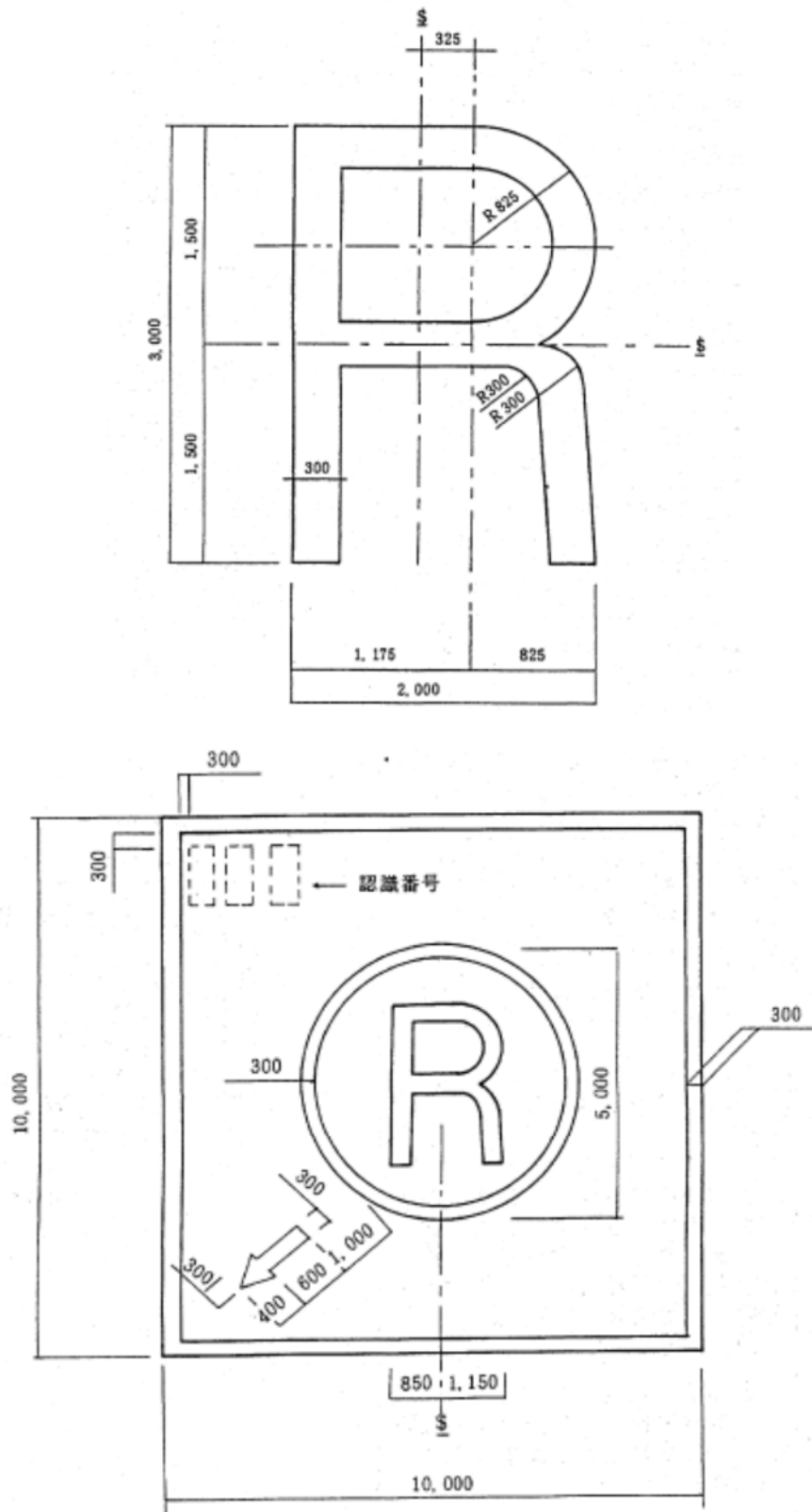
- (備考) 1 文字の大きさは、2センチメートル角の丸ゴシック等とする。
2 表示は、白地に赤色文字とし、表示(板)の周囲を幅2センチメートル以上の赤枠で囲うこと。
3 表示(板)の材質は、任意とする。

別図 1 - 6 待避標識

<p>緊急用ヘリコプターが接近したら</p> <p>この場所に待避してください。</p>
--

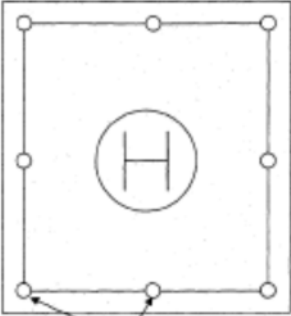
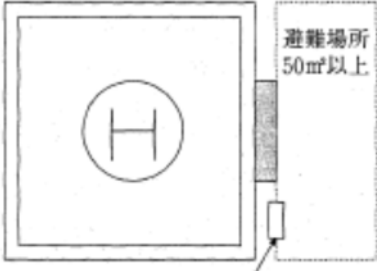
- (備考) 1 標識の大きさは、横125センチメートル、縦35センチメートルとする。
2 文字の大きさは、7.5センチメートル角の丸ゴシック等とする。
3 標識は、白地に赤枠(幅2センチメートル以上)とし、文字は赤色とする。
4 標識の材質は、任意とする。

別図 1 - 7 緊急救助用スペース図面



単位は、ミリメートルとする。認識番号の文字間隔は、300ミリメートルとする。

施設 項目		緊急離着陸場	
		基準の概略	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は着陸帯から500m離れた地点で、200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配8分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配5分の1とすることができる。	
	転移表面の勾配	進入表面の両側に勾配2分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配1分の1とすることができる。	
離着陸帯等	大きさ	3次救急医療機関等に設置する場合、原則として24m×24m以上、他の対象物に設置する場合、20m×20m以上とすること。	
	強度	短期荷重としてとらえ、3次救急医療機関等に設置する場合は、13ton、他の対象物に設置する場合は、10ton以上とすること。	
	構造	プラットフォーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	最大縦横勾配は2%以下とすること。	
	標識及び認識番号等の表示	離着陸帯の外周線、着陸帯の境界線及びⓂの標識並びに離着陸帯内に認識番号、最大許容荷重及び連絡装置の設置方向を黄色(夜光塗料等)で表示すること。	
夜間照明設備 (非常電源付)	飛行場灯台	緊急離着陸場の付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。 (白色の閃光型)	
	境界灯	着陸帯に、埋込式の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	

施設 項目		緊急離着陸場	
		基準の概略	図解
夜間照明設備 (非常電源付)	着陸区域照明灯	離着陸帯を相はなれた位置から2基以上でふかん照明できるように設置すること。	 <p>飛行場灯台</p> <p>境界灯 (8個以上)</p>
	低高度航空障害灯	離着陸帯側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)	
	夜間照明制御盤	緊急離着陸場の付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
離着陸帯等	脱落・転落防止施設	航空機の脱落及び要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。	 <p>避難場所 50㎡以上</p> <p>待避標識板 (待避要領等表示)</p>
	燃料流出防止装置	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れ込まない構造とすること。(ためます、油分離槽、側溝等を利用する方式とし、1,250ℓ以上の容量を確保すること。)	
	待避場所	屋上又は設置した緊急離着陸場周辺にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用設備等	屋上又は緊急離着陸場付近に連結送水管及び消火器を設置すること。	
	連絡装置	緊急離着陸場の付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用E V等と有効に通じていること。 また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

(緊急救助用スペースその1)

施設 項目		緊急救助用スペース	
		基準の概略	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は緊急救助用スペースから500m離れた地点で、200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配3分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。	
	転移表面の勾配	進入表面の両側に勾配1分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、上記の進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直方向に移行することができる。	
離着陸帯等	大きさ	原則として10m×10m以上とすること。	
	強度	通常床強度とすること。	
	構造	プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	災害活動に影響しない程度の表面であること	
	標識及び認識番号等の表示	緊急救助用スペースの境界線及び®の標識並びに緊急救助用スペース内に認識番号及び連絡装置の設置方向を示す矢印を黄色(夜光塗料等)で表示すること。	
夜間照明設備 (非常電源付)	飛行場灯台	緊急救助用スペースの付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。(白色の閃光型)	
	境界灯	緊急救助用スペースに、埋込式又は地上型の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	

(緊急救助用スペースその2)

施設 項目		緊急救助用スペース	
		基準の概略	図解
夜間照明設備 (非常電源付)	着陸区域照明灯	緊急救助用スペースを相はなれた位置から2基以上でふかん照明できるように設置すること。	
	低高度航空障害灯	緊急救助用スペース側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)	
	夜間照明制御盤	緊急救助用スペースの付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
離着陸帯等	転落防止施設	要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。	
	待避場所	屋上又は設置した緊急救助用スペースにヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用設備等	屋上又は緊急救助用スペース付近に消火器を設置すること。	
	連絡装置	緊急救助用スペースの付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用E V等と有効に通じていること。 また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手動で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

第2 緊急離着陸場等に関する検査実施要領

1 検査の一般事項

- (1) 外観検査は、緊急離着陸場等の設置位置、構造、設備及び表示について確認すること。
- (2) 機能検査は、外観検査終了後、各設備等について機能を確認すること。
なお、非常電源による機能検査は、原則として建築物全体の消防用設備等の検査時に併せて実施するものとする。
- (3) 設置届等が検査した結果と相違するときは、改修の措置を講ずるよう指導すること。ただし、軽微な事項については、添付図書の訂正・押印をもってこれに替えることができる。
- (4) 検査は関係者立会のもとに実施し、関係者と相互に記録を確認できる方策を講ずること。
- (5) 検査終了後、すべての設備等を正常時に復すること。

2 制限表面(制限表面とは、進入表面及び転移表面をいう。以下同じ。)

外観検査(概略目視検査)で次の事項について確認する。

- (1) 進入表面
緊急離着陸場等の設備及び周辺の構造物等が、緊急離着陸場にあっては8分の1の勾配(建築構造又は周辺状況等でやむをえない場合5分の1勾配)、緊急救助用スペースにあっては、3分の1勾配の表面上に突出していないこと。
- (2) 転移表面
緊急離着陸場等の設備及び周辺の構造物等が、緊急離着陸場にあっては2分の1の勾配(建築構造又は周辺状況等でやむをえない場合1分の1勾配)、緊急救助用スペースにあっては、1分の1勾配の表面上に突出していないこと。
- (3) 垂直移行制限表面
制限表面を最高5メートル上方に垂直移行して設置された緊急救助用スペースにあっては、周辺の構築物等が、上方に垂直移行した面を基準に設定された進入表面及び転移表面の勾配の表面上に突出していないこと。

3 離着陸帯等

外観検査で次の事項について確認する。

- (1) 大きさ
緊急離着陸場等の大きさは、設置届等に記載された大きさであること。
- (2) 強度
緊急離着陸場の強度は、使用するヘリコプターの離着陸に耐えうる堅固な強度であること。(最大許容荷重を設置届等の強度計算書で確認する。)ただし、緊急救助用スペースにあっては通常の屋上強度で支障ない。
- (3) 構造
離着陸帯等の構造は、プラットホーム式又は通常床式であって、床面が滑りにくいものであること。なお、プラットホーム式緊急救助用スペースにあつて

は、開口率の少ないパンチングメタル等(人の歩行に支障とならないパンチングの間隔、大きさであること。)であれば支障ないものとする。

(4) 勾配

緊急離着陸場の勾配は、雨水等が溜まらないよう2パーセント以下の勾配(概略目視)が施されていること。

(5) 標識及び表示

緊急離着陸場の標識及び表示は、設置指導基準又は設置届等に示されたとおりの大きさであって、黄色の夜光塗料等により標識及び表示が施されているか、次の事項について確認する。

ア 緊急離着陸場

- (ア) ㊦の標識・・・・・・・・・・設置指導基準に示された寸法
- (イ) 離着陸帯の外周線・・・・・・・・・・設置指導基準に示された大きさ
- (ウ) 着陸帯の境界線・・・・・・・・・・設置指導基準に示された大きさ
- (I) 認識番号・・・・・・・・・・3桁の番号
- (オ) 最大許容荷重・・・・・・・・・・「MAX13t」又は「MAX10t」の表示
- (カ) 連絡装置の設置方向を示す矢印・設置指導基準に示された寸法

イ 緊急救助用スペース

- (ア) ㊦の標識・・・・・・・・・・設置指導基準に示された寸法
- (イ) 緊急救助用スペースの境界線・・設置指導基準に示された大きさ
- (ウ) 認識番号・・・・・・・・・・3桁の番号
- (I) 連絡装置の設置方向を示す矢印・設置指導基準に示された寸法

4 夜間照明設備(非常電源を含む。)

(1) 外観検査

夜間照明設備は、型式認定を受けた灯器又はこれと同等以上のものでヘリコプターの進入に障害とならない位置に堅固で確実に設置されているか、次の事項について確認する。

ア 飛行場灯台

緊急離着陸場等の付近でヘリコプターの進入に妨害とならない位置(離着陸帯外とする。)に(回転する飛行場灯台にあっては灯光光源の中心が水平面から角度2～8度上方(パラペット等の上端部以上)に向くように固定されていること。)設置されていること。

イ 境界灯

- (ア) 緊急離着陸場にあっては、埋込式で着陸帯の境界線上に等間隔で8個以上設置されていること。
- (イ) 緊急救助用スペースにあっては、埋込式又は地上型で緊急救助用スペースの境界線上に等間隔で8個以上設置されていること。

ウ 着陸区域照明灯

緊急離着陸場等を有効に照明できる位置で、灯光光源の中心軸が下向きに

なるよう確実に固定され設置届等に記載された数が設置されていること。

エ 低光度航空障害灯

(ア) 離着陸帯側面又は緊急救助用スペース側面から10メートル以内で勾配2分の1の表面上に突出している物件(アンテナ等)に設置されていること。

(イ) 低光度航空障害灯の設置が困難な部分(避雷針等)は、夜光塗料及び反射塗料が10センチメートル幅で、交互に帯状に塗色されていること。

オ 風向灯(吹流しを含む。)(設置されている場合に限る。)

(ア) 緊急離着陸場等の近傍で風の流れが構築物等の影響をうけない場所に、堅固で確実に固定されて設置されていること。

(イ) 吹流し本体は、保守管理が容易に実施できるよう取り付けてあること。

カ 夜間照明制御盤

(ア) 緊急離着陸場等への連絡通路(階段)付近で、避難等の障害とならない場所に設置されていること。

(イ) 雨水等のかかるおそれのある場所にあっては、雨水等の侵入防止措置が講じられていること。

(ウ) 制御盤には、「ヘリコプター用夜間照明制御盤」である旨の表示がなされていること。

(エ) 防災センター等の遠隔操作盤には、(ウ)に準じた表示がなされていること。

キ 非常電源装置

(ア) 連続4時間以上の電源が継続供給可能な自家発電設備であること。
(燃料タンク容量の確認を含む。)

(イ) 非常電源装置からの配線は、耐火電線若しくは耐火構造とした主要構造部に埋設する等これと同等以上の耐火性能のある方法で保護されていること。

(2) 機能検査

機能検査は、設置されたすべての夜間照明灯器が、緊急離着陸場等の近傍に設置された夜間照明制御盤の操作及び防災センター等の遠隔操作盤による操作並びに非常電源による自動切替点灯において、適正に作動・点灯するかどうかを次の事項について確認する。

なお、当該検査では各照明灯器の球切れがなく、かつ、著しく明るさが低いものでないことの確認のみとし、照度の測定は要しないものとする。

また、電源回路及び操作回路の絶縁抵抗検査等は、消防用設備等の試験基準第28配線により行うこと。

ア 飛行場灯台

(ア) 飛行場灯台の灯光は、水平面を含む上方すべての方向から視認でき、航空空白の閃光であること。

(イ) 飛行場灯台の閃光回数は、1分間に30～60回の範囲内であること。

イ 境界灯

境界灯の灯光は、航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から視認できること。

ウ 着陸区域照明灯

着陸区域照明灯の灯光は航空可変白の不動光で、緊急離着陸場等の全面をふかん照明できること。

エ 低光度航空障害灯

低光度航空障害灯の灯光は航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できること。

オ 風向灯（吹流しを含む。）（設置されている場合に限る。）

風向灯の照明は、吹流しの指示する方向が明瞭に視認できる明るさを有するものであること。

カ 夜間照明制御盤

(ア) ランプチェック機能があるものにあつては、チェックボタンを押すことにより夜間照明制御盤内に取り付けてある各照明灯器を表示したランプが正常に点灯すること。

(イ) 「遠方」・「手元」切替機能がある制御盤の場合

a 夜間照明制御盤の切替スイッチを「遠方」(防災センター側)にし、防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に点灯・消灯すること。

b 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチが「点灯」の状態では夜間照明制御盤の切替スイッチを「手元」(夜間照明制御盤側)にした場合、夜間照明制御盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に消灯・点灯すること。

c 夜間照明制御盤の切替スイッチは、常時「遠方」にしてあること。

(ウ) 「遠方」・「手元」切替機能がない制御盤の場合は後押し優先機能を有し、次の操作ができること。

a 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に点灯・消灯すること。

b 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって点灯した各照明灯器が夜間照明制御盤のスイッチ操作によって一斉に消灯・点灯すること。

(I) 常用電源によって点灯している各照明灯器を非常電源に切り替えた場合、自動切替・自動点灯すること。

また、非常電源から常用電源に切り替えた場合にも自動復旧・自動点灯すること。

5 脱落・転落防止施設等

(1) 外観検査

ア 脱落防止施設（緊急救助用スペースを除く。）

プラットフォーム式の緊急離着陸場にあつては、ヘリコプターの脱落防止として高さ及び幅ともに10センチメートル程度のブロック（車輪止め）が離着陸帯の外周に堅固に固定して設けられていること。

イ 転落防止施設

(ア) 緊急離着陸場等の外周に有効な高さ（設置届等に記載された高さであること。）を有する転落防止用フェンス等が、制限表面から突出しない位置又は方法（キャットウォーク方式又は張り出しフェンス方式等）で堅固で確実に取り付けられていること。ただし、広い屋上に設けられた通常床式緊急離着陸場等の場合は当該屋上の転落防止用フェンス等が制限表面から突出せず、堅固に設置されていれば支障ないものとする。

(イ) 可動起立式の転落防止用フェンス等にあつては、操作方法等の表示がなされ、起立後、堅固で確実に固定される機構を有していること。

(ウ) 可動起立式の操作部は適切な場所・位置であり、操作部には設置指導基準に示された表示が設けられていること。

ウ 燃料流出防止施設（緊急救助用スペースを除く。）

(ア) 有効な床面の勾配と側溝が設けられていること。なお、側溝には、床面との高低差のないグレーチング等（人の歩行に支障ない隙間を有するものであること。）の蓋が取り付けられていること。

(イ) 側溝に集合配管が接続されており、配管の先端は合計1,250リットル以上の容量のためます又は合計1,250リットル以上の油層の容量を確保できる油分離槽に確実に結合されていること。ただし、1か所で1,250リットル以上の確保が困難な場合、625リットルのものが2個以上設置してであれば支障ないものとする。

(ウ) ためますには、燃料流出防止弁が取り付けられていること。なお、緊急離着陸場への待避場所付近にためますの燃料流出防止弁の取扱要領を表示した表示（板）が設置されていること。

(I) 油分離槽にあつては、常時水が張られていること。

エ 待避場所

(ア) 緊急離着陸場等が通常床式の場合は、屋上への階段等の出口と緊急離着陸場等の間で、階段等に近い側に設けられていること。

(イ) 緊急離着陸場等がプラットフォーム式の場合は、屋上への階段等の出口と屋上から緊急離着陸場等へ至る階段等の間で、緊急離着陸場等への階段等に近い屋上部分に設けられていること。

(ウ) 緊急離着陸場等と屋上部分との高低差が5メートルを超える場合は、緊急離着陸場等の床面から1.5メートル程度低い位置に堅固な床等を設けて

設置されていること。

(I) 待避場所の広さは、緊急離着陸場にあつては概ね50平方メートル以上、緊急救助用スペースにあつては概ね25平方メートル以上の広さであること。

(オ) 屋上部分と待避場所及び緊急離着陸場等の間を有効に行き来でき、担架等の搬送が容易にできる幅員及びゆるやかな勾配の階段等が設置されていること。

(カ) 待避場所には、設置指導基準で示されている待避要領等を表示した待避標識が設置されていること。

(2) 機能検査（可動起立式の転落防止施設に限る。）

ア スイッチ又はハンドルの操作により確実にかつ一斉に起立・収納ができること。

イ 起立後、ロック機構により堅固に固定されること。

ウ 電動機によるものにあつては、非常電源に切り換えた場合においても上記ア及びイが確実にできること。

6 消防用設備等

(1) 消防用設備

ア 連結送水管

消防用設備等の試験基準第21連結送水管によるほか、次の事項について確認する。

(ア) 外観検査

a 放水口

(a) 結合金具は、呼称65 Aの差込式の差し口であること。

(b) 設置場所は、直通階段、非常用エレベーターの乗降口ビー又は階段の出入口から容易に識別できる位置で、かつ、緊急離着陸場等に近い位置に設けられていること。ただし、階段等の出入口から5メートル以上離れているものは、その旨の誘導標識が階段等の出入口から見やすい位置に設けられていること。

(c) 放水口である旨の表示がされていること。

(d) 放水口格納箱の扉は容易に開閉でき、放水口開閉弁の口金にホース結合金具の着脱が容易で、かつ、ハンドルの開閉が行いやすいように取り付けられていること。

(e) 赤色の位置表示灯が上部に設けられていること。

b 放水用器具等

(a) ホース格納箱は、放水口格納箱と兼用するか又は放水口の直近に設けられていること。

(b) 格納箱には「放水器具格納箱」（放水口兼用の場合は「放水口」を併記）である旨の表示が施されていること。

- (c) 格納箱の扉は容易に開閉できること。
- (d) 格納箱には、呼称65 Aの20メートルホース2本以上(離着陸帯を有効に包含できる数)と筒先1本が格納されていること。
- (e) 筒先は呼称65 Aの結合器具(受け口)を有する筒先で、噴霧切り替えができるものであること。

(1) 機能検査

a 検査方法

- (a) 消防自動車からの送水用ホースを送水口に接続する。
- (b) 放水口に、所要のホースと筒先を接続し放水体制をとる。
- (c) 消防自動車から送水を開始し、送水圧力0.5メガパスカル、0.7メガパスカル、1メガパスカルと順次圧力を上げ、放水部における圧力を測定する。
- (d) 加圧送水装置が設けられている場合は、(a)から(c)によるほか、送水開始後加圧送水装置を起動(非常電源による起動を含む。)させ、同様に放水圧を測定する。

なお、この場合、消防自動車からの送水圧力は、加圧送水装置の許容押込み圧力を超えないよう注意すること。

b 合否の判定

- (a) 筒先からの放水圧力が0.35メガパスカル以上であること。
- (b) 配管、弁等からの水漏れがないこと。
- (c) 加圧送水装置の起動及び圧力等は適正であること。

イ 消火器

消防用設備等の試験基準第1消火器によるほか、外観検査で次の事項について確認する。

(ア) 設置場所及び設置個数

- a 設置場所は、屋上又は緊急離着陸場等の付近で避難等の障害にならない場所であること。
- b 8リットル以上の泡又は強化液消火器若しくはこれと同等以上の性能を有する水系の消火器が2本以上設置されていること。

(イ) 消火器本体及び格納箱

- a 消火器本体は検定品であり、各部に変形、損傷等がないこと。
- b 消火薬剤の漏れ等がないこと。
- c 耐震措置を要する消火器は転倒防止等の措置が施されていること。
- d 雨水等のかかるおそれのある場所にあっては、雨水等の侵入防止措置を講じた格納箱に収納され、かつ、容易に取り出しができること。
- e 格納箱には「消火器」である旨の表示が施されていること。

(2) 非常連絡装置

ア 外観検査

(ア) 非常連絡装置として非常電話等が、緊急離着陸場等に表示された連絡装置の設置方向を示す矢印の方向で、かつ、わかりやすい位置に設置されていること。

(イ) 雨水等のかかるおそれのある場所にあつては、雨水等の侵入防止措置を講じた格納箱に収納されて設けられていること。

(ウ) 格納箱には、「非常電話」である旨の表示が施されていること。

イ 機能検査

(ア) 非常電話等は、緊急離着陸場等と防災センター等の双方から直通で容易に呼出し及び通話ができること。

(イ) 非常電源に切り替えた場合においても緊急離着陸場等と防災センター等の双方から直通で容易に呼出し及び通話ができること。

7 その他

(1) 屋上出入口の構造等

ア 外観検査

(ア) 屋上出入口は、緊急離着陸場等とできるだけ段差のない通路で連絡されていること。

(イ) 屋上出入口は、避難階段、非常用エレベーター等と有効に通じていること。

(ウ) 屋上出入口の扉の錠は、次のいずれかの装置によるものであること。

a 電気を用いて施錠管理するものは、通電時施錠型の電気錠で自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センター等からの遠隔解錠装置により一斉に解錠できる装置が設けられていること。

b 手動により施錠管理するものは、屋内からは容易に破壊できるカバー付きの手元非常解錠装置、屋外からは手動により解錠できる装置が設けられていること。

c その他のこれらと同等の解錠性能を有する装置が設けられていること。

イ 機能検査

(ア) 屋上出入口の扉で電気を用いて施錠管理するものにあつては、自動火災報知設備の作動及び防災センター等のスイッチ操作で一括解錠できること。

また、非常電源に切り替えた場合においても同様に解錠できること。

(イ) 屋上出入口の扉で手動により管理するものにあつては、屋内からは手元非常解錠装置の操作、屋外からは手動により容易に解錠できること。

(2) 排煙排出口

排煙排出口は、ヘリコプターの進入、離着陸、消防活動及び避難等に支障のない位置、場所に設置されていること。

第3 緊急離着陸場等に関する点検実施要領

1 付帯設備等の種類及び点検者の資格等

緊急離着陸場等における各種付帯設備等の種類は次のとおりとし、それぞれの設備等に対する点検者の資格については、次によることが望ましいものとする。

- (1) 夜間照明設備・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者
- (2) 転落防止施設・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
（電動機による可動起立式） 又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者
- (3) 消火施設
 - ア 消火器・・・・・・・・・・乙種第6類消防設備士
又は第1種消防設備点検資格者
 - イ 連結送水管・・・・・・・・・・甲種若しくは乙種第1類、第2類消防設備士
又は第1種消防設備点検資格者
- (4) 非常連絡装置・・・・・・・・・・甲種若しくは乙種第4類消防設備士
又は第2種消防設備点検資格者
若しくはこれらの設備に精通した者
- (5) 電気錠装置・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者

なお、上記以外の項目については、資格の有無を問わず防火対象物の関係者等が点検を実施して差し支えないものとする。

2 点検の期間等

項目ごとの点検報告の期間は、次によるものとする。

- (1) 外観点検及び機能点検は6か月ごと、総合点検は1年ごとを原則とする。
- (2) 点検結果の報告は、特定防火対象物にあっては1年に1回、その他の防火対象物にあっては3年に1回、予防課へ報告することが望ましいものとする。

3 点検の実施及び報告要領等

- (1) 点検実施要領は、別添点検実施要領のとおりとする。ただし、消火器、連結送水管、自家発電設備及び配線の点検実施要領は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等の点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号)」(以下「告示第14号」という。)別表第1消火器具の点検の基準、別表第20連結送水管の点検の基準、別表第24自家発電設備の点検の基準及び別表第26配線の点検の基準並びに「消防設備等の点検要領の全部改正について(平成14年6月11日付け消防予第172号)」第1消火器具、第20連結送水管、第24自家発電設備及び第26配線の各点検要領により点検を実施するものとする。

- (2) 点検結果の記入様式は、様式3-1「緊急離着陸場等点検票」のとおりとする。ただし、消火器、連結送水管、自家発電設備及び配線の点検票の様式は、告示第14号別記様式第1消火器具の点検票、別記様式第20連結送水管の点検票、別記様式第24自家発電設備の点検票及び別記様式第26配線の点検票によるものとする。
- (3) 点検結果を予防課へ報告する場合の様式は、平成16年消防庁告示第9号別記様式第1「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」によるものとし、点検結果を記入した前記(2)の各別記様式を添付するものとする。ただし、別記様式第1、別記様式第20、別記様式第24及び別記様式第26については、防火対象物の点検結果報告に含めて報告されている場合は、省略することができる。
- (4) 前記1 付帯設備等の種類のうち、(1)、(2)、(3)イ、(4)及び(5)に付置される非常電源の点検については、防火対象物の消防用設備等の点検に合わせて実施してもよいものとする。

点検実施要領

第1 外観点検

1 離着陸帯等

(1) 点検方法

目視により次の項目について確認する。

- ア 進入表面及び転移表面
- イ 離陸帯の外周線及び境界線
- ウ ㊦又は㊲の標識
- エ 認識番号の表示
- オ 最大許容荷重の表示
- カ 非常連絡装置の設置方向を示す矢印
- キ 床面の状況

(2) 判定方法

- ア 進入表面及び転移表面の基準勾配から突出した構築物等が無いこと。
- イ 標識及び表示のペイント等にはく離がなく、鮮明であること。
- ウ 床面は、離着陸や救助活動の障害になるようなものが無く、かつ、滑りにくいものであること。

2 待避場所

(1) 点検方法

- ア 待避要領を表示した標識が鮮明であるかどうかを目視により確認する。
- イ 待避場所及び避難経路上に障害物がないことを目視により確認する。

(2) 判定方法

- ア 待避要領を表示した標識が鮮明であること。
- イ 待避場所及び避難経路上に避難の障害となるようなものが無いこと。

3 夜間照明設備

(1) 飛行場灯台

ア 点検方法

- (ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 取付けにゆるみ、がたがなく堅固に取り付けられていること。
- (イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。
- (ウ) 雨水等の浸入防止用のパッキンに老化等が無いこと。
- (I) 回転する灯台にあっては、その回転光軸部分が2～8度の仰角で取り付けられていること。

(2) 境界灯

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(3) 着陸区域照明灯

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等がないかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(エ) 灯光軸の中心が緊急離着陸場等の中央に向くように取り付けてあること。

(4) 風向灯 (吹き流しを含む。ただし、設置されている場合に限る。)

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(エ) 吹き流しは、老化等による損傷が無いこと。

ウ 留意事項

吹き流しに老化等の損傷がある場合は、交換すること。

(5) 低光度航空障害灯 (代替の夜光塗料等による塗料を含む。)

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

- (ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。
- (I) 低光度航空障害灯の取付けが困難で夜光塗料等を塗色したものにあっては、夜光塗料等にはく離等が無く、鮮明であること。

(6) 夜間照明制御盤

ア 点検方法

- (ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (イ) 変形又は雨水、塵等の浸入が無く、扉の開閉が確実にできるかどうかを目視及び開閉操作により確認する。
- (ウ) 鮮明に表示がなされているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 変形、損傷及び著しい腐食等が発生していないこと。
- (ウ) 制御盤内に雨水等の滞留が無いこと。
- (I) 扉の開閉が確実にできること。
- (オ) 夜間照明制御盤である旨の表示が鮮明であること。

4 脱落・転落防止施設等

(1) 脱落防止施設

ア 点検方法

脱落防止ブロック等の固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

脱落防止ブロック等に破損、亀裂等が無く、堅固に取り付けられていること。

(2) 転落防止施設

ア 点検方法

- (ア) 固定式又は可動起立式の手すり等の取付け状態に異常が無いかどうかを目視により確認する。
- (イ) 変形及び腐食等が無いかどうかを目視により確認する。
- (ウ) 可動起立式の手すり等にあつては、ロック機構に変形等が無いかどうかを目視により確認する。
- (I) 可動起立式の操作部である旨及び操作方法等の表示が鮮明になされているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 手すり等の取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 手すり等に変形、損傷及び著しい腐食等が無いこと。
- (ウ) 可動起立式の手すり等にあつては、操作部である旨及び操作方法等の表示が鮮明であり、ロック機構に変形等が無いこと。

(3) 燃料流出防止施設

ア 点検方法

- (ア) 堤体(脱落防止ブロック兼用等)にひび割れ、隙間等が無いかどうかを目視により確認する。
- (イ) 側溝、配管につまり等が無く、かつ、配管の結合部にゆるみが無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (ウ) ためますに亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、雨水が溜まっていないかどうかを目視により確認する。
- (エ) ためますの燃料流出防止弁に錆等が無いかどうかを目視により確認する。
- (オ) 燃料流出防止弁の取扱説明表示が鮮明であるかどうかを目視により確認する。
- (カ) 油分離槽に亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、水が必要量張られていることを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 堤体(脱落防止ブロック兼用等)にひび割れ、隙間等が無いこと。
- (イ) 側溝、配管につまり等が無いこと。
- (ウ) 配管の結合部にゆるみが無いこと。
- (エ) ためますに亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、雨水が溜まっていないこと。
- (オ) ためますの燃料流出防止弁に錆等が無く開閉が容易であること。
- (カ) 燃料流出防止弁の取扱説明表示が鮮明であること。
- (キ) 油分離槽に亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、水が必要量張られていること。

5 非常連絡装置

(1) 格納箱

ア 点検方法

- (ア) 変形、腐食及び塵等の浸入が無く、扉の開閉が確実にできるかどうかを目視及び開閉操作により確認する。
- (イ) 非常連絡装置である旨の表示が鮮明であるかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 変形、損傷及び著しい腐食等が発生していないこと。
- (イ) 格納箱の内部に塵、水等が浸入していないこと。
- (ウ) 扉の開閉が確実にできること。
- (エ) 表示に汚損等が無く、鮮明であること。

(2) 電話機等

ア 点検方法

変形、損傷が無く確実に接続されているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

変形、損傷が無く、確実に接続されていること。

6 屋上出入口の構造等

(1) 点検方法

ア 屋上出入口、避難階段等に避難の障害若しくは患者の搬送に支障となるようなものが無いかどうかを目視により確認する。

イ 屋上出入口扉の電気錠又はカバー付き手元解錠装置(以下「電気錠等」という。)に破損、錆、腐食等が無いかどうかを目視により確認する。

(2) 判定方法

ア 避難の障害、患者の搬送に支障となるようなものが無いこと。

イ 電気錠等の解錠装置に破損、錆、腐食等の異常が無いこと。

第2 機能点検

1 夜間照明設備

(1) 点検方法

ア 夜間照明制御盤並びに防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作により各照明灯器が一斉に「点灯」及び「消灯」するかを確認する。

イ 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチを「点灯」にした状態で、夜間照明制御盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に「消灯」及び「点灯」するかを確認する。

(2) 判定方法

ア 各照明灯器に球切れが無いこと。

イ 同一灯器で複数(境界灯等)取り付けである場合、灯器の明るさが著しく低いものが無いこと。

ウ 飛行場灯台は、1分間に30~60回の閃光を発していること。

(3) 留意事項

ア 各照明灯器に球切れがある場合には、電球を交換すること。

イ 同一灯器で著しく明るさの低いものは、電球を交換すること。

2 転落防止施設(可動起立式)

(1) 点検方法

操作部の操作により一斉に起立・収納が速やかに行われ、起立後、ロック機構により堅固に固定されているかどうかを確認する。

(2) 判定方法

ア 電動又は手動において、起立・収納が容易で確実にできること。

イ 起立後、ロック機構により堅固に固定できること。

3 非常連絡装置(電話機等)

(1) 点検方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話ができるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話が確実にできること。

4 屋上出入口（解錠装置）

(1) 点検方法

ア 電気錠の場合は、防災センター等の解錠操作（自動火災報知設備の連動を含む。以下同じ。）で一括解錠できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

ア 電気錠の場合、防災センター等の解錠操作で一括解錠できること。

イ カバー付き手元解錠装置の場合、カバーを取り外した状態で容易に解錠できること。

第3 総合点検

1 夜間照明設備

(1) 点検方法

常用電源で「点灯」している各照明灯器が、非常電源に切り替わった場合に自動的に切り替わって点灯し、また、非常電源から常用電源に切り替わった場合にも、自動的に復旧して各照明灯器が、自動点灯するかどうかを確認する。

(2) 判定方法

非常電源への切替え、復旧に対して、自動的に各照明灯器が点灯すること。

(3) 留意事項

非常電源による夜間照明設備の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

2 転落防止施設（電動機を用いる可動起立式のものに限る。）

(1) 点検方法

ア 非常電源により、確実かつ一斉に起立・収納できるかどうかを確認する。

イ 起立後、ロック機構により堅固に固定できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

確実に起立・収納が行われ、ロック機構により堅固に固定されること。

(3) 留意事項

非常電源による転落防止施設（可動起立式）の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

3 非常連絡装置（電話機等）

(1) 点検方法

非常電源において、防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話ができるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話が確実にできること。

(3) 留意事項

非常電源による電話機等の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

4 屋上出入口（電気錠）

(1) 点検方法

停電時に解錠状態となること及び非常電源において、防災センター等の解錠操作で一括解錠できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

停電時に解錠状態となること及び非常電源において、防災センター等の解錠操作で一括解錠できること。

(3) 留意事項

非常電源による電気錠の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

5 自家発電設備の燃料油量

(1) 点検方法

定格出力において連続4時間以上の運転に十分な貯油量（計算値）があるかどうか燃料タンクの油量計により確認する。

(2) 判定方法

十分な貯油量があること。

(3) 留意事項

油量点検は、防火対象物の自家発電設備の点検時に併せて実施することができるものとする。

(その1)

ヘリコプター緊急離着陸場等点検票					
名 称			防火管理者		
所在地			立会者		
点検種別	外観・機能・総合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所属会社	社名	TEL	
	氏名		住所		
点 検 項 目	点 検 結 果			措置内容	
	種別・容量等の内容	判定	不良内容		
外 観 点 検					
緊 急 離 着 陸 場 等	進入表面・転移表面				
	着陸帯外周・境界線				
	㊦又は㊲の標識				
	認 識 番 号				
	最 大 許 容 荷 重				
	非常連絡装置方向の矢印				
	床 面 の 状 況				
待 避 場 所					
夜 間 照 明 設 備	飛 行 場 灯 台				
	境 界 灯				
	着 陸 区 域 照 明 灯				
	風 向 等				
	低光度航空障害灯				
	夜間照明制御盤				
	遠 隔 操 作 盤				
脱 落 防 止 施 設 等	脱 落 防 止 施 設				
	転 落 防 止 施 設				
	燃 料 流 出 防 止 施 設				

ヘリコプター緊急離着陸場等点検票（その2）

非常連絡装置	格納箱				
	電話機等				
屋上の構造等 上出入口	障害物の有無				
	電気錠装置				
	手元解錠装置				
機 能 点 検					
夜間照明設備	飛行場灯台				
	境界灯				
	着陸区域照明灯				
	風向等				
	低光度航空障害灯				
	夜間照明制御盤				
	遠隔操作盤				
転落防止施設（可動起立式）					
非常連絡装置（電話機等）					
屋上出入口等	電気錠装置				
	手元解錠装置				
総 合 点 検					
夜間照明設備					
転落防止施設（可動起立式）					
非常連絡装置（電話機等）					
屋上出入口等（電気錠）					
自家発電設備（燃料の量）					
備考					

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 点検結果の種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入してください。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入してください。
- 4 措置欄には、点検の際、措置した内容を記入してください。

第4 緊急離着陸場等に関する執務資料

問1 高層建築物等の屋上にヘリコプターの緊急離着陸場等を設計するに際し、ヘリコプターの進入表面等を第一に設定する必要があると思われるが、当該進入表面等を設定する判断基準はどのようなものか。

答 高層建築物の屋上に設置するヘリコプターの緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下「緊急離着陸場等」という。)への進入表面等を設定するには、第一に、進入表面及び転移表面(注1)上に屋上の障害物(塔屋、避雷針等)が突出しない方向を検討する。第二に、緊急離着陸場等を中心とした半径500メートル以内に存在する他の高層建築物等を考慮する。

なお、いずれの方向にも設定可能な場合は、岡崎市付近の恒風(注2)に近い方向、即ち東西方向又は南北方向(図4-1)に進入表面を設定する。

また、進入表面が東西又は南北等の直線2方向(180度)に設定できない場合には、90度以上間隔を設けて進入表面を設定することができる。

(注1)進入表面及び転移表面の勾配基準:航空法第2条、航空法規則第2条及び第3条の2に規定されるものである。

進入表面とは、航空機の離陸直後又は最終着陸の際の直線飛行の安全を確保するために設定される制限表面である。

転移表面とは、航空機が着陸のため進入を誤ったとき、着陸をやり直すための離脱の安全を確保するために設定される制限表面である。

(注2)恒風:年間を通じて統計的に一番多く吹く風向きの風を恒風といい、岡崎市付近の恒風は、北西の風である。

[参考]ヘリコプターの着陸進入について

ヘリコプターの運航において、特にホバリングや離着陸(低速)時に、横風又は追い風が強い場合には、非常に影響を受けやすく不安定となるため、可能な限り正対風(注3)でのホバリングや離着陸が要求される。

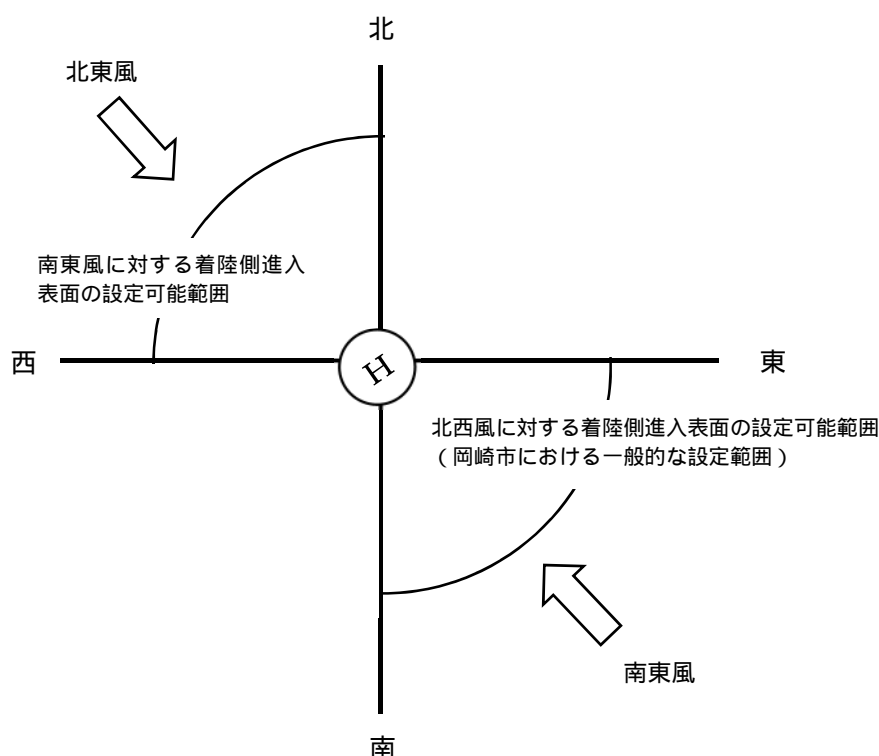
したがって、進入方向を風だけの要素で考えるならば北西風に正対する南東方向からの進入が最適である。

しかしながら進入方向は、風だけの要素で決定されるものではなく建築物屋上の広さ、障害物、進入表面等の設定の可否によって決定されるものであり、北西風に対する進入表面としては、西向きと北向きの間の90度の範囲内で進入表面等の設定が可能である。(図4-1参照)

また、決定された進入表面に対して、時には風向きが逆方向から吹くこともあるので、その場合には逆方向から進入することになる。

(注3)正対風:ホバリング又は離着陸の際、ヘリコプターの正面(機首)に向かって吹いてくる風のことであり、言い替えれば、ある方向から風が吹いている場合に、その風の吹いてくる方向にヘリコプターの機首を向けてホバリング又は離着陸を行うことによって風に正対することになる。

図4 - 1 風向きに対する進入表面の設定可能範囲



問2 ヘリコプターの緊急離着陸場等への進入方向の表示は、いかにするか。

答 ヘリコプターの進入方向の表示について特に定めがないが、緊急離着陸場等に表示されるⓂマーク又はⓇマークを、設定した進入表面から見て読み取れる向きに表示することとする。

なお、Ⓡマークについては、直線2方向の進入表面のうち、南側に近い方向の進入表面から読みやすい向きに表示することが望ましい。

問3 緊急離着陸場等の付近に風向灯(吹流し付き)を常時設置する必要があるか。また、設置の必要がある場合、その設置基準を示されたい。

答1 常時設置の必要がある。ただし、周囲の状況及び他の設置物で風向等が容易に認識できる場合はこの限りでない。この場合、予防課と十分協議されたい。

2 風向灯(吹流し付き)の設置(注4)場所は、離着陸帯又は緊急救助用スペース以外の離れた場所で進入表面及び転移表面から上に突出せず、かつ、離着陸帯床面から上部の風の乱れのない位置とし、高さは最低でも吹流しの全長以上とする。

(注4) 風向指示器の設置：航空法規則第79条第1項第14号に「飛行場標識の施設」の設置規定があり、そのなかで「風向指示器」としては通常は吹流しを設置している。

また、風向指示器には、航空法規則第117条1項第3号コの規定中に風向

灯（航空機に風向を示すために設置する灯火）の設置が定められており、その設置基準は、夜間において少なくとも300メートルの上空から風向指示器（吹流し）の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものであることとされている。（図4-2参照）

図4-2 風向灯（吹流し付き）の設置例



[航空法規則別表第5]

吹流しの形状

布製で長さ2メートル以上

頭部直径60センチメートル以上

尾部直径20センチメートル以上

吹流しの色彩

背景と反対色で1色又は数色

（一般的には赤、白2色）

問4 緊急離着陸場等技術基準によれば、脱落防止施設及び燃料流出施設を設置することとされているが、どのような設置方法があるか。

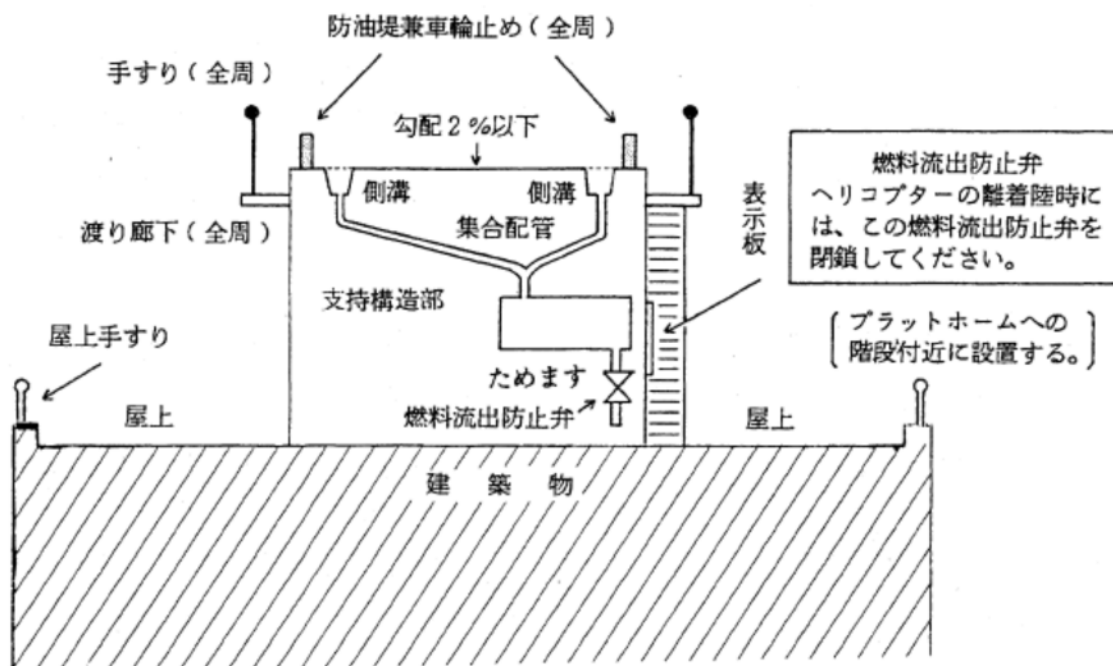
答 離着陸帯の外周にヘリコプターの脱落防止施設（注5）として、進入表面及び転移表面から突出しないよう高さ10センチメートル、幅10センチメートル程度の車輪止め及びその内側に燃料の流出防止施設として側溝を設置し、その側溝には集合配管を接続して配管端末にためます等を設置する。（注6）（図4-3参照）

（注5）脱落防止施設等：航空法規則第79条第1項第10号「構築物上のヘリポートの付帯施設」として規定されているもので、ヘリコプターの脱落防止施設（車輪止め）及び燃料の流出防止施設（防油堤、ためます又は油分離槽（以下「ためます等」という。））をいう。

（注6）燃料流出防止用ためます等は、愛知県消防航空隊が所有するベル式412EP型ヘリコプターの燃料搭載量が約1,250リットルであるので、ためます等の容量もこれを満足する容量以上とすること。

なお、ためます等の設置スペースが不足する場合には、625リットルのものを2か所にわけて設けてもよい。

図4 - 3 燃料流出防止施設（ためます）の例



問5 建築物等の屋上に支持構造部を設置し、その上に緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設けた緊急離着陸場等（以下「プラットホーム式」という。）においては、屋上から当該離着陸帯までの通路（階段）を設けなければならないが、当該通路（階段）の設置位置は進入表面に対してどの位置に設置したらよいか。

答 当該建築物の屋上部分から離着陸帯への通路（階段）の設置位置は設定した進入表面に対して左側又は右側に設置すること。

なお、当該通路（階段）の手すりについては、転移表面より上部に突出しないように設けるものとする。

[参考] 離着陸帯への通路（階段）について

ヘリコプターが着陸した際、尾部回転翼（テールローター）による危害防止の観点から、設定した進入表面に対して左側又は右側に設定する。

問6 建築物の屋上の大きさ等から、進入表面上に避雷針が突き出ざるを得ないような場合、避雷針の構造を変える方法はないか。

答 緊急離着陸場又は緊急救助用スペースに設置される転落防止柵（金属製）を避雷針の代替として「棟上げ導体」とする方法がある。

問7 プラットホーム式の場合の床構造として、鋼製のグレーチングを使用してもよいか。

答 地面効果（注7）を損なうので、空気が流通する構造の床材を使用してはならない。ただし、緊急救助用スペースにあっては、開口率の少ないパンチング

メタル等であれば使用しても支障ない。

(注7) 地面効果：ヘリコプターが地表面付近でホバリングをする場合、回転翼による空気の吹き降ろしと地表面の関係で揚力の増加を発生する効果を地面効果といい、地表面での空気の反発が大きいほどその影響は大きい。

なお、地面効果の有効な範囲は回転面の半径に等しい高度のホバリングまでとされている。

問8 火災時に作動する排煙設備の排煙口を高層ビルの屋上部分に設ける場合、緊急離着陸場等への影響をさけるため、いかに設置したらよいか。

答 火災時に排煙口から排出される煙は、ヘリコプターの離着陸及び要救助者(避難者)に多大の影響を与えることになるので、できるだけ離着陸帯又は緊急救助用スペースから離すとともに、設定した進入表面の左側又は右側で離着陸帯又は緊急救助用スペースに通ずる階段の反対側の位置に排煙口を設置する。

問9 緊急離着陸場の離着陸帯の床面強度は、短期荷重として13トン又は10トン以上となっているが、具体的な強度設計はどのようにしたらよいか。

答 離着陸帯の床面荷重は、一点に対する集中荷重として設計すること。

問10 緊急離着陸場等技術基準では、離着陸帯の床面強度に対する最大許容荷重を表示することとされているが、当該表示はどのような数値を表示すればよいか。

答 使用するヘリコプターの全備重量に2.25(衝撃係数)を乗じた値以上の強度を示されたい。

したがって、3次救急医療機関等に設置する場合、「MAX13t」、他の対象物に設置する場合、「MAX10t」を表示するものとする。

問11 プラットホーム式の緊急離着陸場等において離着陸帯の下部が建築基準法上の「階」に算定されることがあるが、「階」に算定されない構造としてはどのような構造が考えられるか。

答 建築主事(建築指導課等)の判断によるが、離着陸帯が工作物となり「階」に算定されない条件としては、次のことが考えられる。

- (1) 離着陸帯の下部を用途として使用しない。(クーリングタワー等の設置も認められない。)
- (2) 建築物躯体と支持構造物が構造的に別であること。(ピン構造等とし、建築物躯体の柱と直接接続しない。)
- (3) 外観上、工作物と認められる形態であること。(支持構造部の周囲を化粧板等の壁で囲わない。)

問12 高層建築物の屋上に設置された緊急離着陸場等の竣工検査時に、直接ヘリコプターが飛来して運航上支障がないかどうかを調査し、検査の可否を判定したらどうか。

答 緊急時には、高層建築物の屋上の限定された狭い場所での運航となるので、安全上からも理想的な判定方法であると思われる。しかしながら、竣工時の運航は緊急時とは認められず、あくまでも愛知県防災航空隊の許可を要することとなるため、早期に愛知県防災航空隊と調整を図り、遅延なく検査が受けられるようにすること。

問13 緊急離着陸場等技術基準で規定されている夜間照明のうち、「飛行場灯台」は「位置表示灯」で代替する事ができないか。

また、「境界灯」8個のうち4個については「サーチライト」で認められるか。

答 航空法第79条のただし書きによる飛行場外離着陸場の許可のうち夜間についての許可は、航空法規則に定められた夜間照明設備の設置が必要である。

したがって、緊急離着陸場等といえども、原則として航空法規則に基づく型式認定を受けた夜間照明用灯器又はこれと同等以上の性能を有するものの設置が必要となる。

(1) 飛行場灯台（注8）は、夜間遠くの上空からでも緊急離着陸場等の位置がわかることが要求されるので、閃光型灯台を設置すること。なお、岡崎市内に設置される緊急離着陸場等で「緊急離着陸場等設置届出書」が提出され、かつ、有効な着陸区域照明灯が設置されるものにあつては、飛行場灯台を省略しても差し支えない。

(2) 境界灯（注9）は、8個以上設置するものであるが、どうしても設置が困難である場合には、4基以上の着陸区域照明灯（注10）を相はなれた位置から有効にふかん照明できるように設置することで差し支えない。

（注8）飛行場灯台：航空法施行規則第117条第1項第3号イに規定されている。

（注9）境界灯：航空法施行規則第117条第1項第3号サに規定されているもので、次のとおりである。

(1) 灯器は、着陸帯の境界線上に、陸上飛行場にあつては15メートル以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること。

(2) 灯光は、航空白又は航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から見えるものであること。（ ）

（ ）灯光白色は、着陸場所と乗降場所が別々に設置されている場合に使用する。

また、灯光黄色は、着陸場所と乗降場所が同一の場合に使用する。

したがって、緊急離着陸場等においては、航空黄の境界灯を使用するものとする。

(3) 光度は、10カンデラ以上であること。

(注10)着陸区域照明灯：航空法規則第117条第1項第3号アに規定されているもので、次のとおりである。

- (1) 灯器は、着陸区域の周辺であって航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。
- (2) 灯光は、航空可変白の不動光であること。
- (3) 配光は、着陸区域の全面を照明し、かつ、航空機にまぶしさを与えないものであること。
- (4) 照明された着陸帯の中心における照度は10ルクス以上であること。

問14 夜間照明設備として境界灯8個を設置すれば、着陸区域照明灯を設置する必要はないか。

答 飛行場灯台が設置され、かつ、離着陸帯がヘリコプターから容易に視認できるものにあつてはこの限りでない。なお、指導にあたっては、予防課と十分協議されたい。

問15 急離着陸場等技術基準のなかで、夜間照明設備として航空障害灯(注11)を設置することとしているが、その措置は具体的にどのように行うものであるか。

答 ヘリコプターの運航において特に夜間は離着陸帯等の周辺の障害物は視野に入りやすく危険であるので、安全のために離着陸帯等から10メートル以内の区域で進入表面及び転移表面付近に設けられた避雷針等(注12)の夜間視認困難な物件の先端付近に低光度航空障害灯(注13)を設置すること。

なお、避雷針に低光度航空障害灯の設置が困難な場合には、夜光塗料及び反射塗料を10センチメートル幅で交互に帯状に塗色する方法とすることができる。

(注11)航空障害灯の設置基準：航空法規則第127条に航空障害灯の種類及び設置基準が規定され、航空法第51条の規定により設置する航空障害灯は、高光度航空障害灯、中光度航空障害灯及び低光度航空障害灯とされており、緊急離着陸場等にあつては航空法規則第127条第1項二の規定による低光度航空障害灯を設置すれば足りるものであり、その設置基準は次のとおりである。

- (1) 灯光は航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるものであること。
- (2) 光度は、10カンデラ以上のものであること。

(注12)航空障害灯の設置物件：航空法規則第127条の2に規定されているが、航空障害灯を設置しなければならない物件は、進入表面等に著しく接近した物件で、航空機の航行の安全を害するおそれのあるものとされている。

(注13)航空障害灯の設置位置：航空法規則第127条第1項第4号の規定による

ものであるが、航空法規則127条第1項第2号の物件（高光度航空障害灯の設置物件）以外の物件には、当該物件の頂上にすべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度航空障害灯又は低光度航空障害灯を1個以上設置することとされている。この場合、物件の頂上に設置することを原則とするが、煙突その他の物件でその頂上に中光度航空障害灯又は低光度航空障害灯を設置した場合には、熱、煙等により当該灯火の機能を損なうおそれがあるので、頂上から下方1.5メートルから3メートルまでの間で、進入表面又は転移表面の下方にある物件にあってはこれらの表面に最も近い位置とすることとされている。

問16 飛行場灯台等の夜間照明制御盤の点滅スイッチは、各灯器に設けなければならないか。

答 一括の点滅スイッチとして支障ない。

なお、緊急離着陸場等に設置した夜間照明制御盤は、防災センターに設置した遠隔操作盤に優先して操作ができるものであること。（後押し優先方式でも可）

問17 非常放送設備のスピーカーを設ける場合、屋上の緊急離着陸場等の直近部分にも設置する必要があるか。

答 緊急離着陸場等の付近の待機場所において有効に聞こえるようスピーカーを設けることで差し支えない。

問18 第1 緊急離着陸場等技術基準4・(2)の「3次救急医療機関等」の「等」の中にはどのような用途を想定しているか。

答 防災対策上の拠点となるような建築物を想定している。

問19 3次救急医療機関等の建築構造上、緊急離着陸場の離着陸帯の大きさが基準以上確保することが出来ない場合、他の対象物の基準としてよろしいか。

答 お見込みのとおり。

なお、離着陸帯の床面強度に対する最大許容荷重の表示については、「MAX 10t」とされたい。